

令和7年度第1回三重県鳥獣被害対策連携会議 事項書

日時：令和7年7月29日（火）11時00分から11時20分

場所：県庁3F プレゼンテーションルーム

1 三重県におけるツキノワグマ対策について

（配付資料）

- ・ 事項書
- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 三重県鳥獣被害対策連携会議設置要綱
- ・ 資料1 ツキノワグマの出没状況と対策について
- ・ 資料2 「クマアラート」発表時の各部局の対応

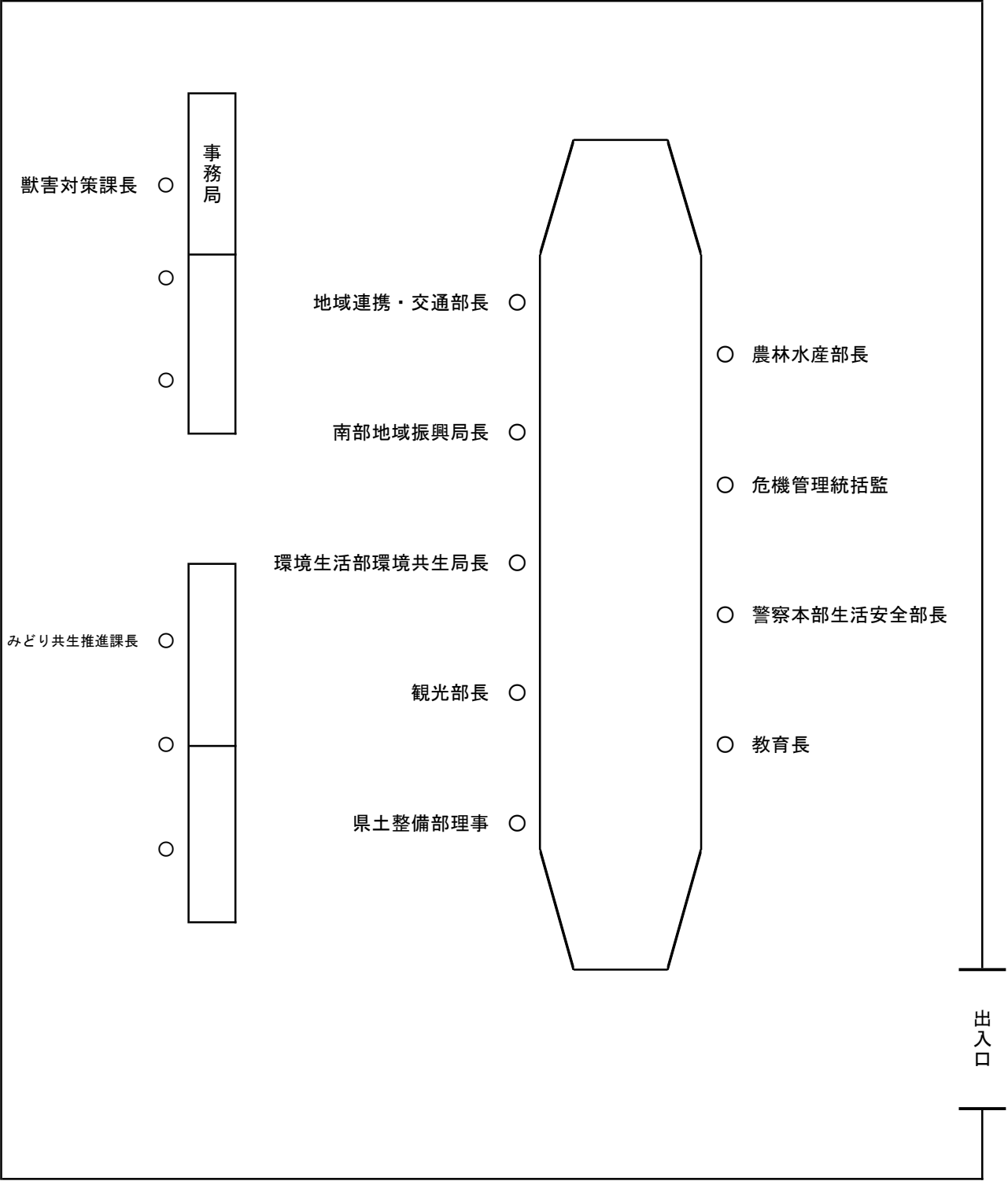
三重県鳥獣被害対策連携会議 委員名簿

	職名	氏名
1	危機管理統括監	清水 英彦
2	農林水産部長	枡屋 典子
3	地域連携・交通部長	生川 哲也 (中村 元保副部長代理出席)
4	南部地域振興局長	関 美幸
5	環境生活部環境共生局長	佐藤 弘之
6	観光部長	塩野 進
7	県土整備部理事	上村 告
8	教育長	福永 和伸 (大坪 恵子総務課長代理出席)
9	警察本部生活安全部長	島田 素明

(委員長) 危機管理統括監
(副委員長) 農林水産部長

三重県鳥獣被害対策連携会議(7月29日)座席表

プレゼンテーションルーム



三重県鳥獣被害対策連携会議設置要綱

(趣旨)

第1条 近年、気候変動等に伴う野生鳥獣の分布域・生態の変化が確認されるとともに、人口減少に伴う集落機能の低下等により、人の生活圏に出没する野生鳥獣が増加傾向にある。こうした中、県民の皆さんの安全・安心の確保に向け、従来の農林水産業に係る獣害対策に加えて、野生鳥獣による威嚇や家屋侵入、交通事故などの生活環境被害・人身被害の軽減・未然防止や、野生鳥獣に関する正確で迅速な情報の発信が強く求められている。このため、関係部局が連携して総合的な鳥獣被害対策を推進し、被害の効率的・効果的な防止を図ることを目的に、「三重県鳥獣被害対策連携会議」（以下、「連携会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 野生鳥獣による被害の状況や野生鳥獣の生息状況等の共有
- (2) 野生鳥獣による被害の軽減・未然防止に向けた対策の検討
- (3) 県内市町、関係団体との連絡調整
- (4) 野生鳥獣に関する正確で迅速な情報の発信

(組織)

第3条 連携会議は、委員長、副委員長及び別表1に掲げる職にあるもの(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員長は危機管理統括監を、副委員長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5 連携会議は委員長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 連携会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は連携会議の目的を円滑に達成することに従事する。
- 3 幹事会は班長、副班長及び別表2に掲げる職にあるもの(以下「構成員」という。)をもって組織する。
- 4 班長は農林水産部農業基盤整備・獣害担当次長を、副班長は農林水産部獣害対策課長、防災対策部危機管理課長をもって充てる。
- 5 幹事会は班長が招集し、これを主宰する。また、幹事会には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務等)

第5条 連携会議の庶務は、農林水産部獣害対策課が行う。なお、県庁内の総合調整については、防災対策部危機管理課と協力して行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

連 携 会 議	
危機管理統括監	委員長
農林水産部長	副委員長
地域連携・交通部長	
南部地域振興局長	
環境生活部環境共生局長	
観光部長	
県土整備部理事	
教育長	
警察本部生活安全部長	

別表2（第4条関係）

幹 事 会		
農林水産部	農業基盤整備・獣害担当次長	班長
	獣害対策課長	副班長
	農林水産総務課長	
	みどり共生推進課長	
防災対策部	危機管理課長	副班長
地域連携・交通部	地域連携・交通総務課長	
	東紀州振興課長	
環境生活部	環境生活総務課長	
観光部	観光総務課長	
県土整備部	県土整備総務課長	

住宅政策課長	
河川課長	
教育委員会	教育総務課長
警察本部	生活安全企画課長

ツキノワグマの出没状況と対策について

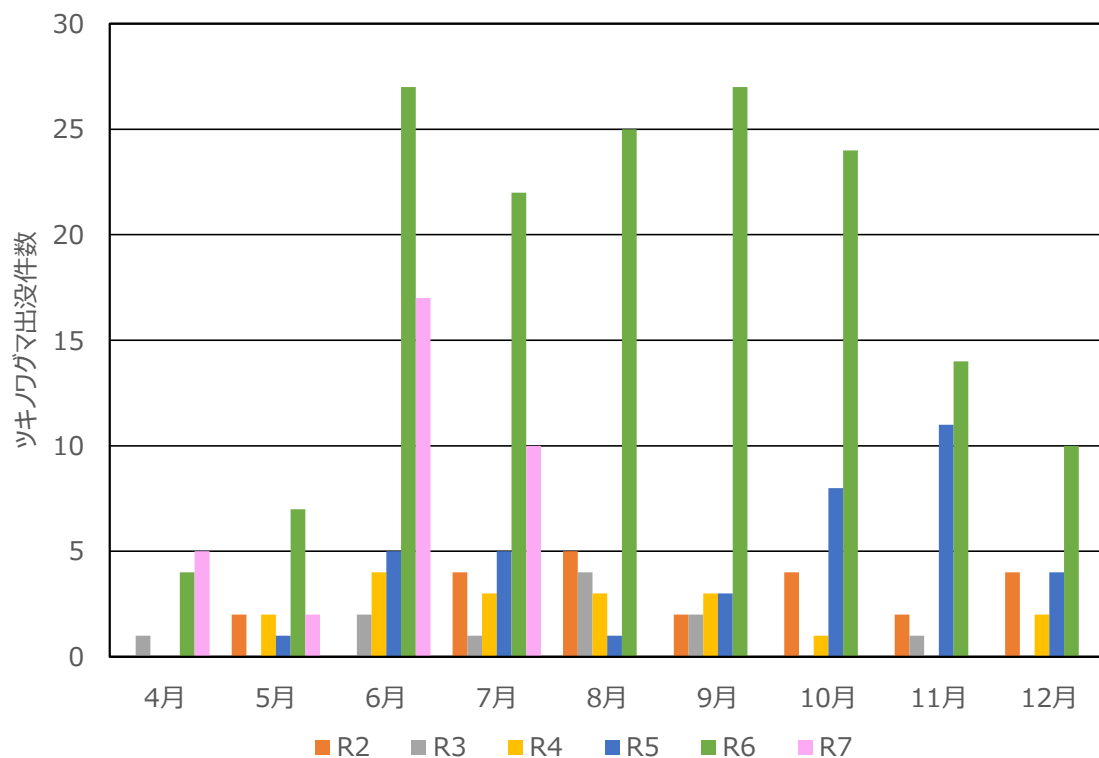
ツキノワグマの出没状況

出没状況

○令和6年度 過去最多の162件(人身被害1件)

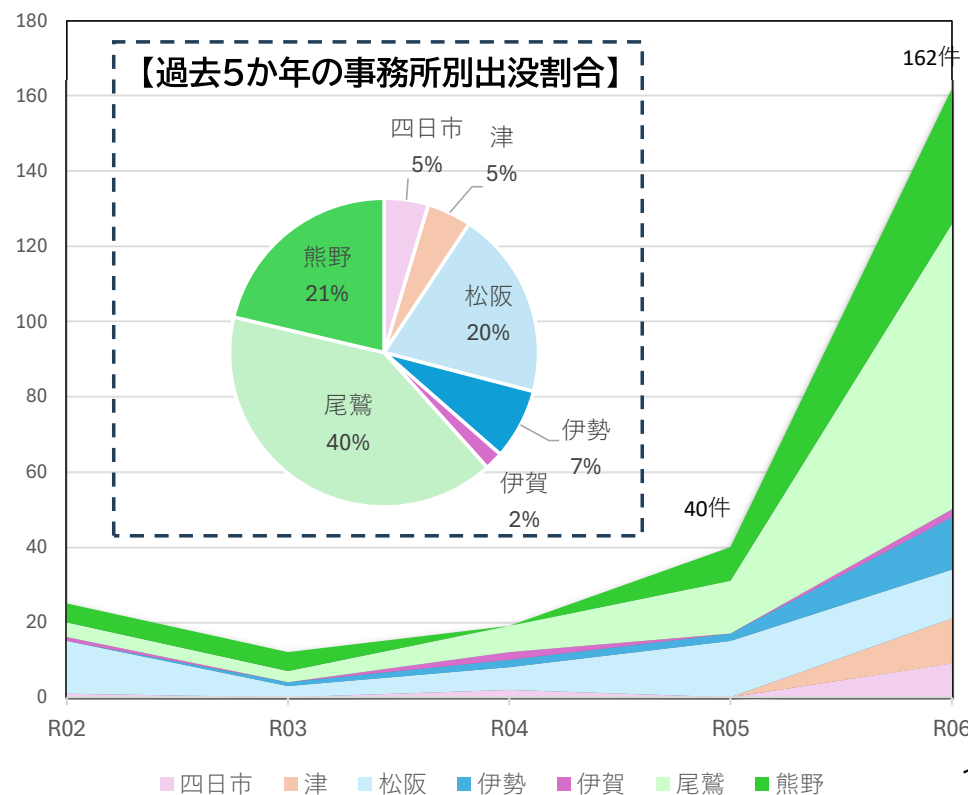
近年の月別クマ出没件数

- ・令和6年度は6月以降10月まで毎月20件を超える目撃
- ・令和7年度も昨年度に次いで出没が多くなっている



過去5か年の事務所管内別出没件数

- ・令和6年度は出没件数が急増(令和5年度の約4倍)
- ・地域別では東紀州地域が約6割を占める



令和7年度 ツキノワグマ出没状況

出没状況

7月28日時点

○令和7年度 34件

内訳：津市(4)、大台町(2)、大紀町(1)、南伊勢町(2)、
伊賀市(4)、名張市(1)、尾鷲市(7)、紀北町(6)、熊野市(7)

クマアラート警報

(該当なし)

【警報発表の基準】

クマによる人身被害が発生したとき

クマアラート注意報

○期間：伊賀農林事務所管内

6/ 5～8/31

津農林水産事務所管内

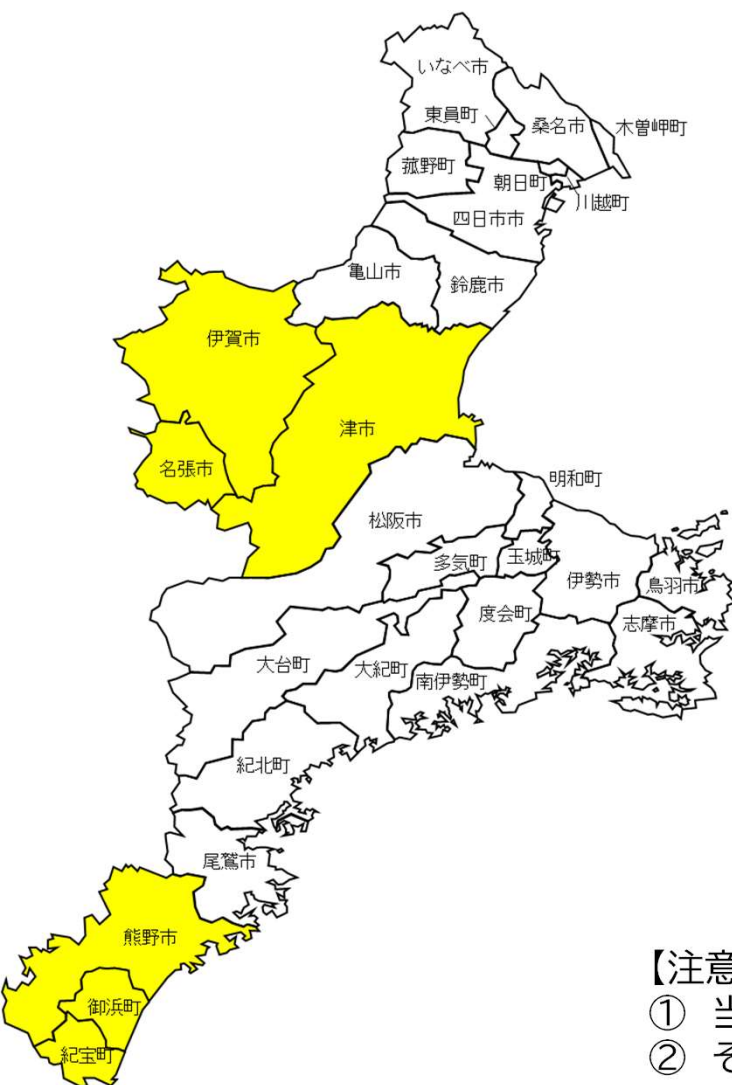
6/13～8/31

熊野農林事務所管内

6/23～8/22

【注意報発表の基準】

- ① 当該月のクマの出没件数(各事務所単位)が過去5年間の平均値(月単位)の2倍を超えるとき
- ② その他クマの出没による人身被害の発生が懸念されるとき



全国のクマによる人身被害の状況

全国では

○クマ類(ツキノワグマ、ヒグマ)による人身被害は令和5年が過去最多

○令和7年度は既に47件の人身被害が発生 (三重県調べ、R7年7月28日時点)

被害者数は54名、うち死亡者数は昨年度に既に並ぶ3名

※三重県は令和7年度の人身被害なし

年度	人身被害件数	被害者数	死亡者数	備考
令和2年度	143	158	2	環境省調査結果
3年度	80	88	5	
4年度	71	75	2	
5年度	198	219	6	
6年度	82	85	3	
7年度	47	54	3	三重県調べ

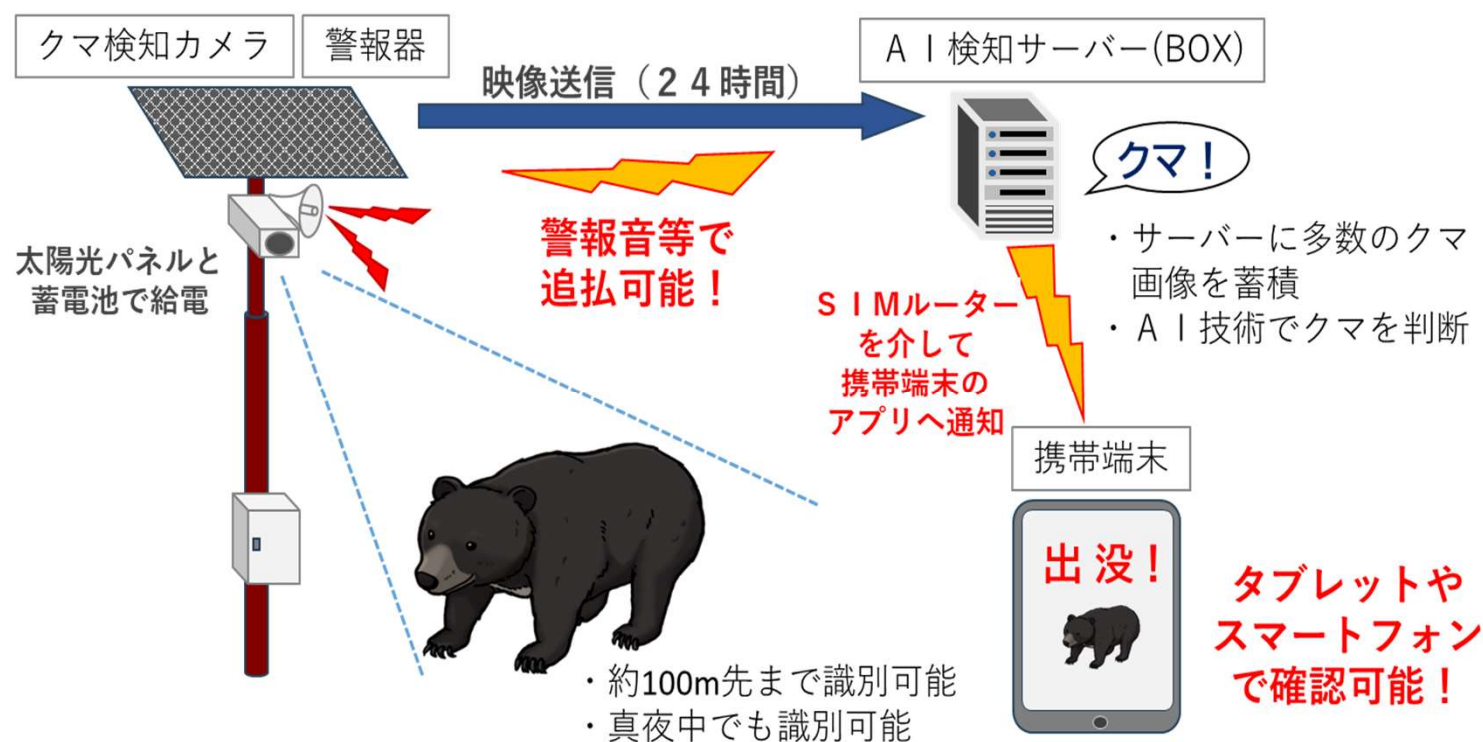
令和7年度 新たなツキノワグマ対策

①クマAI検知カメラによる出没通報システムの整備

- ・紀北町の馬越峠入口付近に、クマAI検知カメラ(3基)をモデル的に導入して検知機能や追い払い、注意喚起の効果について実証中(5月から)



クマAI検知カメラ設置状況(紀北町)



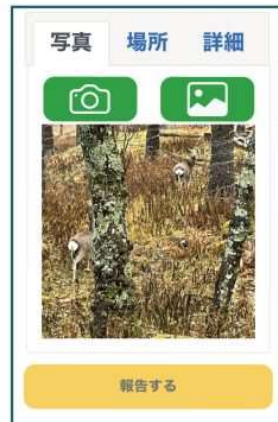
令和7年度 新たなツキノワグマ対策

②クマ出没情報アプリの導入

- ・三重県全域のクマの出没位置をスマホ上で確認することができ、出没情報の迅速な提供と、出没地点に近付いた際、警告を通知するスマホアプリを導入予定(9月から)

もくげき

農家・地元住民・観光客むけ



もくげき投稿

出没や被害を目撃した写真や場所、詳細情報を投稿



もくげきマップ

目撃情報を地図にプロットし目撃や被害があった場所を確認



もくげきリスト

もくげき投稿の情報を新しい順に表示



けもの予報

もくげき投稿の場所に近付くとアプリのアラームでお知らせ

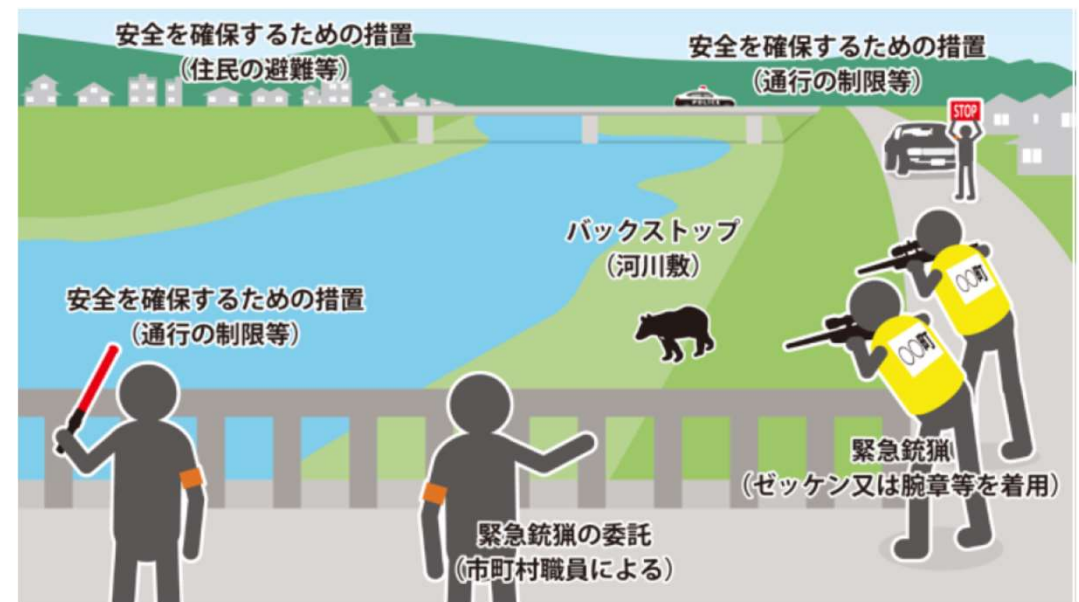
令和7年度 新たなツキノワグマ対策

③法改正に伴う緊急銃猟への対応訓練

- ・人的被害対策として一定の条件を満たせば自治体の判断で市街地での「緊急銃猟」を可能にする改正鳥獣保護管理法が9月に施行されることから、関係者による現地対応確認のための訓練を、県内7地域で実施(8月から)



航空写真やコマを使用し、車両や人員の動き・配置を確認(イメージ)



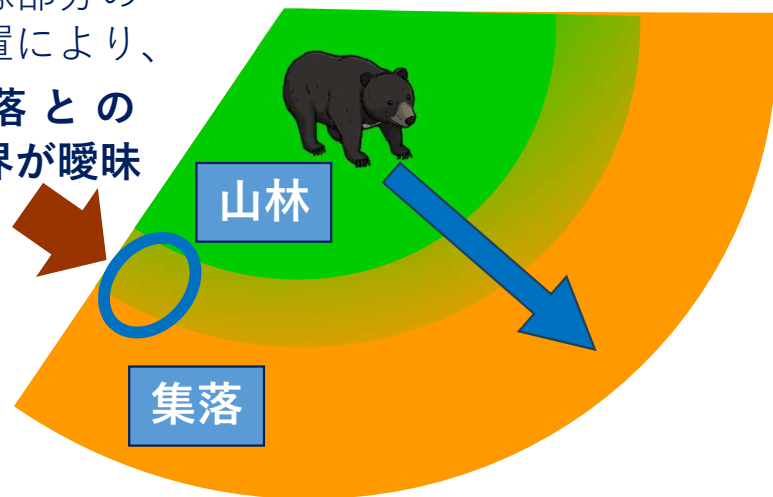
安全確保措置が実施された緊急銃猟(イメージ)

令和7年度 新たなツキノワグマ対策

④クマを人里に近づけないための緩衝帯整備

- ・集落の近くの林縁部分において、下刈り等で山林と集落の間に緩衝帯を整備し、クマが出没しにくい環境を整備するモデル事業を県南部で実施予定(8月から)

林縁部分の
放置により、
集落との
境界が曖昧



クマが出やすい環境

林縁部分を帯状
に刈払い集落と
の境界を明確化
(黄帯部分)



クマが出にくい環境

クマアラート発表時の対応

注意報発表時の対応

・注意看板の掲示

登山道、アウトドア施設、観光施設などで掲示

・研修会の開催

登山関係者、ガイド等を対象に被害防止の
研修会を実施

・情報発信

市町と連携した防災無線や回覧板での注意喚起
観光三重HPを使った情報発信

・パトロールの実施

鳥獣保護管理員等によるパトロール

警報発表時の対応

・県・市町等によるパトロール体制の強化と被害防止のための捕獲(駆除)

・クマ専用捕獲檻の市町への貸し出し(令和7年度に増設し、県内で14台確保)

・警報発表地域における宿泊施設での注意喚起

住民の安全を最優先に
市町や猟友会と連携して
取組を実施

熊野古道伊勢路におけるクマ対策

○注意喚起

<情報発信>

熊野古道伊勢路HP、ポスター・チラシ等で注意喚起

- ・鈴、笛、ラジオなど音のするものを携帯
- ・できるだけ複数人で行動
- ・見通しの悪い場所には不用意に入らない

<注意看板の掲示>

クマアラート発表時には熊野古道伊勢路各峠道の案内看板等に掲示



クマアラート発表時の掲示例

○クマ避け用品（鈴）の配布

令和6年10月から実施中

○語り部の方々、観光案内所等に配布し来訪者へ貸出し
(2,000個)



○パトロールの実施

令和7年度は6月から実施中

○熊野古道伊勢路の各峠道（登り口）のパトロールを実施
○熊野古道来訪者への注意喚起

「クマアラート」発表時の各部局の対応

○注意報発表時

注意看板の掲示	農林水産部	東海自然歩道、近畿自然歩道、キャンプ場などのアウトドア施設
	南部地域振興局 (東紀州振興課)	熊野古道伊勢路の各峠道
	観光部	市町観光協会等が所管する施設
	県土整備部	県営都市公園において、掲示板等で公園利用者に注意喚起を行う(園内目撃の場合は利用中止)
研修会の開催	農林水産部	日本山岳・スポーツクライミング連盟、熊野古道の語り部を対象に被害防止のための研修会を実施
情報発信	農林水産部	市町と連携した防災無線や回覧板での注意喚起
	南部地域振興局 (東紀州振興課)	熊野古道伊勢路HP等での注意喚起情報の発信
	観光部	観光三重HPでの注意喚起情報の発信
	県土整備部	県管理道路に設置された道路情報板による注意喚起
	教育委員会	県立学校への注意喚起、各市町等教育委員会事務局を通じ所管の小中学校への周知
パトロールの実施	農林水産部	出没情報に即したパトロール強化の実施(市町と連携)
	警察本部	出没情報に即したパトロール強化の実施(市町と連携)
	南部地域振興局 (東紀州振興課)	熊野古道の峠道(登り口)をパトロールし、来訪者へ注意喚起 ※6月～2月
その他	南部地域振興局 (東紀州振興課)	語り部の方々や観光案内所等にクマよけ用品(鈴)を配布し、来訪者へ貸し出し ※通年

○警報発表時

パトロール体制の強化と被害防止のための捕獲	農林水産部	警報発表地域における市町等と連携したパトロール体制の強化と被害防止のための捕獲(駆除)。クマ専用捕獲檻の市町への貸し出し
注意看板の掲示	観光部	市町観光協会等の会員宿泊施設